

**台東区学校園等情報配信システム導入・運用保守業務委託
仕 様 書**

令和7年6月

台 東 区

- 1 件 名 台東区学校園等情報配信システム導入・運用保守業務委託
- 2 目 的 インターネット経由で、台東区教育委員会(以下「教育委員会という」)並びに台東区立の幼稚園、小学校、中学校、こども園、保育園、こどもクラブ及び放課後子供教室(以下「学校園等」という。)から学校園等の保護者等(以下「保護者等」という。)に、緊急連絡等を即時かつ一斉に通知し、保護者から学校園等に欠席等連絡ができる情報配信システムを導入・運用する。
- 3 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日までとする。
ただし、導入業務については令和7年9月末日までに実施すること。
- 4 履行場所 教育委員会及び学校園等78施設(別添1「学校園等施設一覧」のとおり)
- 5 業務範囲 (1)教育委員会及び学校園等の職員並びに保護者等が利用する情報配信システムの導入業務
(2)教育委員会及び学校園等における情報配信システムの運用・保守業務
- 6 支払条件 当月の運用保守実績を書面にて確認後、翌月支払いとする。
- 7 業務内容
 - (1)導入業務
権限を与えられた職員が、ID及びパスワードによる認証によりシステムへログインし、パソコンやスマートフォン等から保護者等へ情報配信が行えるシステムを導入する。
 - (2)導入研修教材の作成
情報配信システムの運用開始にあたり、以下の研修教材を作成すること。
 - ア 対象者
教育委員会及び学校園等の職員
 - イ 研修教材内容
システム概要、システム登録方法、登録情報の管理方法、メッセージ作成及び送信方法等、運用に関する内容。
 - エ 研修教材
電子ファイルにて納入すること。
 - (3)運用保守業務
情報配信システムの運用保守にあたり、以下の要件をすべて満たすこと。
 - ア 稼働時間
システムの稼働及び監視についてはバックアップ、メンテナンス等を除き24時間365日とする。
 - イ 問合せ窓口
電子メール、電話等により受託者へ直接問合せができること。また、システムトラブル、障害等の対応については24時間365日受付ができること。

ウ 監視

システム稼働状況、リソース状況、障害発生、不正侵入、不正使用を検知・通知すること。

エ アップデート

OS、ミドルウェア、セキュリティソフト等のアップデート、パターンファイルの更新を行うこと。

オ 定期保守点検の実施

システムの保守点検、データベースの整理等を定期的に行い、障害発生を未然に防ぐための対策を講じること。また、保守点検の実施に際しては、情報配信システム利用への影響が最小限になるよう、時間帯やリソース等に十分配慮をすること。

カ 障害及び故障時における復旧措置

保守業務及び区からの連絡で故障及び障害等が見つかった場合は、直ちに原因の切り分け並びに復旧作業を行うこと。当日中の復旧が困難な場合は、別途、区と協議を行い、対策を講じること。迅速な解決策を図るための連絡体制を定めること。

キ 年次更新処理

利用する情報配信システムが引き続き次年度も継続となった場合には、教育委員会及び学校園等の職員並びに保護者等の年度更新に伴う繰上げ作業等の負荷が軽減されること。

ク 利用状況の確認

登録件数、メッセージ送信件数及び開封件数等の統計情報を、月次で確認できること。また、年度末に1年間の統計情報を確認できること。

ケ サポート窓口の開設

教育委員会及び学校園等の職員並びに保護者等が、直接問合せできる窓口を用意すること。

コ 運用保守状況の確認

情報配信システムの登録状況、運用保守状況及び、問合せ窓口の業務状況を月次で確認できること

(4)要件等

本サービスを利用して送信された情報は専用ウェブサイト上で確認でき、情報取得時に電子メール、LINE等の通信手段を用いて通知することができるものとし、以下の要件を全て満たす稼働実績を有すること。

ア 受託者条件

- ①日本国内のデータセンター内に構築したASPまたはSaaS方式とする。
- ②ISO/IEC(JISQ)27001、ISMSまたはプライバシーマークのいずれかを取得していること。
- ③本システムは、独立行政法人情報処理推進機構が推奨するセキュリティ対策を講じていること。
- ④本システムは、24時間365日利用可能であること。ただし、十分な余裕をもって事前協議があったメンテナンス等によるシステム停止は除く。この場合は事前に区に報告すること。
- ⑤操作性に優れ、パソコンを使い慣れない職員においてもガイダンスに基づき操作することで必要な作業が完了できるシステムであること。
- ⑥情報の保全性を確保するとともに、情報の正確性・完全性を維持するために情報の二重化がなされていること。
- ⑦契約期間が終了し、引き続き次年度の契約が無い場合は、すべてのデータを完全に消去する

こととし、その処理の完了を書面にて報告すること。

⑧メンテナンスなどに迅速に対応できる技術者が10名以上従事していること。

イ メッセージ送信要件

①教育委員会と各学校園等と保護者等とのメッセージ送信は、遅滞なく即時に行うことができること。

②通信を安全に行うことができるよう、セキュリティを確保した上でインターネットから利用できるサービスを提供すること。

③本システムを利用して配信された情報は、電子メールやLINE等の通信手段により通知を受け取ることができること。

④利用者向けウェブページを用意し、スマートフォンやメールアドレスが変更となった場合でも、それ以前に配信されたメッセージの閲覧が可能であること。

ウ 機能要件

本システムにおける機能要件は、様式5「機能要件一覧」の通りとする。

エ セキュリティ対策

①システムへのコンピュータウイルス感染を常に防止すること。

②操作及び、処理内容のログを取得し、定期的に確認すること。

③システム監視は24時間365日とし、異常を検知した際には速やかに障害復旧に当たる体制を整えていること。

④職員、保護者等の登録情報は暗号化され、区・受託者ともに個人情報閲覧することができない仕組みとなっていること。

⑤ID及びパスワード認証により、権限を与えられた職員のみが配信操作できること。

⑥パスワードの設定強度は英数大小文字を組み合わせた8文字以上であること。

オ システムインフラ要件

①システムデータベースは日本国内に所在し、日本国内法の適用があること。

②サーバの設置個所は停電対策、地震対策及び、火災対策を講じていること。

③登録されたデータが外部に漏えいすることのないよう、万全のセキュリティ対策が講じられていること。

④不法侵入者等の対策として厳密な入退室管理が講じられていること。

カ システムの動作確認

本システムの本番稼働前にシステムの動作確認等を行い、委託者の了承を得ること。なお、動作確認の時期・方法については別途、区と協議すること。

キ マニュアル作成

システム管理者及び、メッセージ配信担当者向けの操作マニュアル、保護者向け登録手順書を作成すること。

8 権利等

(1) 受託者が本業務の受託前に有するプログラム、ルーチン、モジュール等についての著作権は受託者に留保され、区はその非独占的使用権が許諾されるものであること。

- (2)納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、受託者は当該著作権の使用に関する負担を含む一切の手続きを行い、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないこと。

9 ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1)ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2)自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- (3)できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

10. 障害者差別解消法の遵守について

本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

11. その他

- ・受託者は別添2「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」、及び別添3「電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を遵守すること。
- ・本仕様書に定めのない事項、または本契約に関し疑義が生じた際は、区と受託者で協議し決定する。

学校園等施設一覧

別添1

(単位：人)

	施設名	定員数	在籍数
小学校			
1	上野小学校	-	377
2	平成小学校	-	242
3	根岸小学校	-	539
4	東泉小学校	-	292
5	忍岡小学校	-	343
6	谷中小学校	-	323
7	金曾木小学校	-	437
8	黒門小学校	-	346
9	大正小学校	-	427
10	浅草小学校	-	353
11	台東育英小学校	-	411
12	蔵前小学校	-	832
13	東浅草小学校	-	286
14	富士小学校	-	431
15	松葉小学校	-	236
16	千束小学校	-	191
17	石浜小学校	-	288
18	田原小学校	-	268
19	金竜小学校	-	357
中学校			
1	御徒町台東中学校	-	359
2	柏葉中学校	-	438
3	上野中学校	-	462
4	忍岡中学校	-	233
5	浅草中学校	-	426
6	桜橋中学校	-	198
7	駒形中学校	-	238
幼稚園			
1	根岸幼稚園	80	36
2	竹町幼稚園	80	41
3	大正幼稚園	80	27
4	清島幼稚園	80	34
5	富士幼稚園	80	32
6	千束幼稚園	80	21
7	金竜幼稚園	80	46
8	田原幼稚園	80	39
9	台桜幼稚園	80	20
10	育英幼稚園	80	65
こども園			
1	石浜橋場こども園	133	133

	施設名	定員数	在籍数
こどもクラブ			
1	千束こどもクラブ	40	40
2	東泉こどもクラブ	50	50
3	東浅草こどもクラブ	60	60
4	浅草橋こどもクラブ	125	125
5	竹町こどもクラブ	60	60
6	池之端こどもクラブ	50	50
7	谷中こどもクラブ	70	70
8	松が谷こどもクラブ	45	45
9	松葉こどもクラブ	95	95
10	下谷こどもクラブ	110	110
11	浅草こどもクラブ	40	40
12	寿こどもクラブ	64	64
13	寿第2こどもクラブ	55	55
14	千束小学校こどもクラブ	36	36
15	竜泉こどもクラブ	105	105
16	富士こどもクラブ	55	55
17	北上野こどもクラブ	50	50
18	田原こどもクラブ	40	40
19	金竜こどもクラブ	65	65
20	今戸こどもクラブ	50	50
21	石浜こどもクラブ	80	80
22	蔵前こどもクラブ	80	80
23	根岸こどもクラブ	50	50
24	入谷こどもクラブ	45	45
放課後子供教室			
1	上野小学校放課後子供教室	-	263
2	平成小学校放課後子供教室	-	194
3	根岸小学校放課後子供教室	-	350
4	東泉小学校放課後子供教室	-	205
5	忍岡小学校放課後子供教室	-	258
6	谷中小学校放課後子供教室	-	258
7	黒門小学校放課後子供教室	-	280
8	大正小学校放課後子供教室	-	235
9	浅草小学校放課後子供教室	-	247
10	台東育英小学校放課後子供教室	-	308
11	蔵前小学校放課後子供教室	-	411
12	東浅草小学校放課後子供教室	-	186
13	富士小学校放課後子供教室	-	323
14	松葉小学校放課後子供教室	-	153
15	千束小学校放課後子供教室	-	152
16	石浜小学校放課後子供教室	-	202
17	金竜小学校放課後子供教室	-	232

※ 定員数と在籍数は、見込みの人数。

個人情報を取り扱う業務委託契約の 特記事項

（秘密保持義務）

- 1 受託者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

（再委託の禁止）

- 2(1)受託者は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を区に通知し、区の承諾を得なければならない。また、再受託者に対してもこの契約を遵守させなければならない。
- (2) 前項の規定は、再委託先が受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も同様とする。

（目的外使用及び外部提供の禁止）

- 3 受託者は、個人情報を区の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

- 4 受託者は、個人情報の全部又は一部を区の許可なく複写し、又は複製してはならない。区の許可を受けて複写又は複製したときは、業務の終了後、直ちに当該複写物又は複製物を焼却又は裁断等により利用できないように処分しなければならない。

（授受及び保管）

- 5 受託者は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

（返 還）

- 6 受託者は、契約を終了したとき又は区が請求したときは、その保有する個人情報を直ちに区に返還しなければならない。

(立入検査及び調査)

- 7(1)区は、個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受託者に対して必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。
- (2) 受託者は、再委託先に対して、この契約の遵守状況について監視し、随時に立入検査又は調査をし、必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えなければならない。

(事故の報告)

- 8 受託者は、事故が生じたときには、直ちに区に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を、書面をもって区に報告し、区の指示に従わなければならない。

(不良製品等の処分)

- 9 この契約による業務処理中に不良又は不用品が発生したときは、受託者は、その発生数量、発生原因を区に報告し、その処分について区と協議するものとする。

(損害賠償)

- 10 受託者が、前記各条項に違反し区に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。

電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の 特記事項

（秘密保持義務）

- 1 受託者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

（個人情報保護に関する規定の提出）

- 2 受託者は、個人情報保護管理に関する社内規定を区に提出しなければならない。当該規定を変更する場合も同様とする。

（処理施設、処理日程及び作業担当者の通知）

- 3 受託者は、この契約に係る電算処理施設、処理日程及び作業担当者を区に通知しなければならない。

（再委託の禁止）

- 4(1) 受託者は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容、事業執行の場所を区に通知し、区の承諾を得なければならない。また、再受託者に対してもこの契約を遵守させなければならない。
- (2) 前項の規定は、再委託先が受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も同様とする。

（目的外使用及び外部提供の禁止）

- 5 受託者は、個人情報を区の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

- 6 受託者は、個人情報の全部又は一部を区の許可なく複写し、又は複製してはならない。区の許可を受け複写したときは、電算処理業務の終了後直ちに複写した当該個人情報を消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。

（個人情報の授受）

- 7 区及び受託者は、個人情報の授受に従事する者をあらかじめ定め、その引渡しは、区が指定した日時、場所において行わなければならない。また、受託者は、引渡しの際に預かり証を区に提出しなければならない。

(保 管)

- 8 受託者は、個人情報の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

(データの保護措置)

- 9 受託者は、必要に応じて、個人情報へのアクセス制限等、データ保護に関する措置を講じなければならない。

(返 還)

- 10 受託者は、この契約による業務を終了したとき又は区が請求したときは、その保有する個人情報を直ちに区に返還しなければならない。

(個人情報の搬送)

- 11 受託者は、個人情報が記録された電磁的記録、帳票等を専用ケースに収納し、事故防止措置を講じ、たうえ搬送しなければならない。

(立入検査及び調査)

- 12(1)区は、個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受託者に対して必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。
- (2) 受託者は、再委託先に対して、この契約の遵守状況について監視し、随時に立入検査又は調査をし、必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えなければならない。

(事故の報告)

- 13 受託者は、事故が生じたときには、直ちに区に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって区に報告し、区の指示に従わなければならない。

(不良製品等の処分)

- 14 この契約による業務処理中に不良又は不用品が発生したときは、受託者は、その発生数量、発生原因を区に報告し、その処分について区と協議するものとする。

(損害賠償)

- 15 受託者が、前記各条項に違反し区に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。